

放送・映画関係者および報道関係者各位

## 脚本家の権利と生成A Iに関する共同声明

～2023年11月3日文化の日に～

協同組合日本脚本家連盟

協同組合日本シナリオ作家協会

私たち二つの団体は、脚本家の社会的・経済的地位の向上を目指して設立された、ともに半世紀を超える歴史をもつ脚本家の協同組合です。現在、脚本の著作権については、この二団体のみが、著作権等管理事業法に基づく国への登録によって、集中管理を行っております。

昨今、脚本家の権利がないがしろにされる事例が増えています。私たちは、業界内における脚本家の地位の低下は、社会的認知度の低さも一因ととらえ、この憂慮すべき事態を乗り越えるために、両団体が共に力を合わせ声を上げることといたしました。

### 生成A Iは脚本家に代わることはできない

- ① 脚本家は、人間の心の機微を表現するために、日々精魂こめて脚本を執筆しています。脚本は、場面や登場人物の所作からセリフの語尾にいたるまで、脚本家によって生命を吹き込まれた表現によって全体が構築されており、過去の名作のデータを寄せ集めても決して名作になるものではありません。A Iが生成するものは単なる素材の一つにしか過ぎず、脚本家の代わりになり得るものではないと確信しています。
- ② 映画やテレビ等の制作現場における創作行為に、生成A Iが利用されることも考えられますが、その際には、利用した事実を明示するなど透明性を確保するとともに、既存の著作物との類似性や依拠性に充分ご留意ください。また、脚本家に対し、生成A Iの利用を強要しないようお願いいたします。
- ③ 生成A I開発のための学習材料としての著作物利用についても、私たちは大きな懸念を抱いております。平成30年に改正された著作権法第30条の4により、それが営利目的の開発であったとしても、無償で利用できるとするならば、脚本家のみならず全ての創作者にとって著しく不公平であり、早急な法改正を求めます。

## 脚本は無断で変えることはできない

映画やドラマの制作現場において、脚本家に無断で脚本内容に手が加えられる問題が後を絶ちません。著作権法により、脚本家は著作者として、その意に反して内容を変更・切除その他の改変を受けない権利(同一性保持権)を有しております。同一性保持権の侵害行為は、著作権法により「5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金」等が科される違法行為に該当します。

## 脚本家の氏名表示にご協力ください

脚本家は著作権法により、執筆した著作物を公開する際には、氏名を表示する権利(氏名表示権)を有しております。近年、番組表に脚本家名が表示されることが少なくなりましたが、著作権法の趣旨をご理解いただき、番組表や公式ホームページ、ポスター等への脚本家の氏名表示にご協力ください。

## エンターテインメントには世界を変える力がある

戦争が続発する今、私たちはエンターテインメントを通じて戦争の愚かさ、平和の素晴らしさをこれからも伝え続けます。この地球上から戦争がなくなり、世界中の人々が信仰、性別、出自にかかわらず、映画やドラマ、演劇、演芸などを自由に楽しめる日が一日も早く来ることを願うとともに、世界中の創作者の表現の自由と権利が守られることを強く求めます。

以上